

※本申込書をFAXにて下記事務局までお送りください。

FAX:03-6736-0362

展示会事務局 TEL:03-6273-0403

太枠内をご記入ください。

申込日 年 月 日

必ず してください。

裏面記載の「出展契約条項」について了承の上、下記の通り申込みます。

会社名	フリガナ			印		
代表者	役職名	氏名	フリガナ	印		
本社所在地	〒					
TEL	()	FAX	()			
E-mail						
URL	http://					
展示担当者 連絡先所在地	<input type="checkbox"/> ◀上記と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> してください。 〒					
TEL	()	携帯番号	()			
FAX	()	※展示会当日の連絡先になります。必ずご記入ください。				
E-mail						
展示担当者	所属部署	役職名	氏名	フリガナ		
申込欄	ご出展希望の展示会に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。 <input type="checkbox"/> テーマパークEXPO <input type="checkbox"/> 国際劇場産業展 <input type="checkbox"/> レジャースポーツEXPO					
	ブース金額 (税別)	1小間	[間口3.0m × 奥行2.7m(8.1m ²)]	¥340,000/1小間	申込み 小間数	
		1～5小間 ……	¥340,000/1小間	6～10小間 ……	¥320,000/1小間	
		11小間以上 ……	¥310,000/1小間			
	※連続出展企業・団体は、¥10,000/小間の連続出展割引が適用されます。 ※2017年7月末までのお申込みは、¥20,000/小間の早期割引が適用いたします。 ●角小間をご指定いただく際は、別途有料(¥20,000)となります。¥20,000/1角 角 ※角位置は限りがあります。ご希望にそえない場合もございます。ご了承ください。 角小間に該当しない場合は返金させていただきます。また、該当した場合は追加でご請求させていただきます。 ※2017年7月末までのお申込みの企業で、2小間以上お申込みの場合は角小間料金(¥20,000(税別))をサービスいたします。					
	ハーブブースプラン	[間口2.0m × 奥行2.0m(4.0m ²)]	¥250,000/1小間	申込み 小間数	小間	
	※2017年7月末までのお申込みの企業・団体は早期割引¥20,000(税別)が適用されます。					
	パッケージ付簡易ブースプラン	[間口2.0m × 奥行1.0m(2.0m ²)]	¥180,000/1小間	申込み 小間数	小間	
ご希望の項目に <input checked="" type="checkbox"/> してください。						
出展社による 製品・サービスPRセミナー (税別)	<input type="checkbox"/>	1枠 45分 □¥100,000	枠数	<input type="checkbox"/>	1枠 30分 □¥75,000	
			枠		枠	
備考						

事務局記入欄

請求書発行日	お支払日	受付日	担当者	申込受付番号

- (1) 本出展申込書に基づく出展契約の成立時期は、本申込書を甲が承認した時点で契約となります。
- (2) 甲は乙からの出展申込書受領後、乙に対し出展料金の請求書を乙に発送します。乙は、甲が請求する出展料金を指定の期日までに納入しなければなりません。(なお、乙からの出展申込書受領後、甲が請求書を発送したにもかかわらず、支払い期日が経過しても請求書が乙に届かなかった旨、乙より何らの催告・問い合わせもない場合であっても、契約は成立しておりますので、甲が請求する出展料金を上記指定通り甲に支払うものとします。)
- (3) 出展料金のお支払いにつきましては、お申込み時の翌月末迄に一括にて銀行振込にてお振込いただけます。以降にお申込みの場合、会期前の日付にて銀行振込となります。

出展場所については甲が行う小間割当によって決定し、乙に対して通知します。この出展場所について、乙は甲に対し異議・変更の申し出を行うことはできません。本出展契約に基づく出展スペース(出展スペースとは甲の小間割当によって決定した乙の出展規模と出展場所をいう)の使用期間は、 までとします。時間については、別途「出展社マニュアル」にて通知します。

- (1) 乙は、甲にその旨書面で申し出て、承諾を得た場合、出展契約を解約または変更することができます。この場合、甲は理由のいかんを問わず、既納料金を返還しません。
- (2) 前項につき、甲が乙の出展取り消し、解約を了承する場合には、乙は、下記のとおりキャンセル料を支払わなければなりません。

- (1) 甲は、乙がつぎの各号のいずれかに該当する場合、何等の催告なく、出展契約を解約・変更することができます。この場合乙に対して書面で通知します。なお、甲は、理由のいかんを問わず、既納の出展料金およびその他各種料金は返還しません。またこれにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。会期中、出展契約が解約された場合、乙は一切の出展行為を中止し、甲の指示に従い、第13条の定めるところにより自らの費用をもって出展スペースを原状に回復し、甲に返還しなければなりません。
 - ①本展示会の開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
 - ②公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められた場合
 - ③他の出展社に不都合が生じる恐れがあるものと認められる場合
 - ④会場となる建物またはその設備に損害を与える恐れがあるものと認められる場合
 - ⑤集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、もしくはその関係者、または事業内容が明確でない団体であるものと認められる場合
 - ⑥出展申込書に虚偽の記載をしていた場合
 - ⑦出展申込書の記載事項に変更が生じ、甲の承諾を得られない場合
 - ⑧展示会場にて知的財産権を侵害する展示物(模倣品)の展示があるものと認められる場合(なお、展示会場にて展示がない場合であっても、知的財産権を害する物品の輸入・販売等の実施をしていると認められる場合についても、同様とする。)
 - ⑨この契約の条項、出展要項および